

令和6年3月22日

各 位

房 総 信 用 組 合

不祥事件の発生について

この度、当組合におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。社会的に大きな役割を担い、信用を第一とする金融機関におきまして、このような不祥事件を発生させ、日頃から当組合を信頼し、お取引いただいておりますお客さまをはじめ、地域および組合員の皆さまに対しまして、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当組合といたしましては、今回の事態を重く受け止め、再発防止に向け、役職員一丸となって取り組んで参ります。

記

1. 事件の概要

事故者	元営業店職員 男性 (30代)
事件の概要	事故者が岬東支店に在任中に、定期預金の無断解約、普通預金の無断払戻し、定期積金の掛金や売上金等集金分を入金せず着服しておりました。着服した現金は、自己の借金返済や遊興費等に費消しておりました。
発生店舗	岬東支店
被害金額	累計着服金額 54,450,039 円、事故金額 32,030,608 円 事故金額については事故者および事故者の親族により全額弁済されました。
被害者数	個人・法人あわせて 28 先
発生期間	令和3年12月～令和5年11月 (1年11か月)
発覚の端緒	令和5年11月13日にお客様から預金通帳、証書が、手元に帰って来ない旨のお問い合わせがあり、事故者に事情聴取した結果、着服行為が発覚したものです。

* 累計着服金額・・・着服した現金の合計額

* 事故金額・・・・・・着服した現金の中で発覚時返金されていなかった金額

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、事実関係をご説明のうえで、深くお詫びを申し上げます。また、被害額は全額、当組合が補填いたしました。

なお、当組合が補填した被害額全額は、事故者および事故者の親族により全額弁済されております。

3. 各関係機関への届出等

事件発覚後、速やかに法令等に基づき監督官庁への届出や警察への通報を行っております。

4. 人事処分

事故者につきましては、令和6年1月31日付で懲戒解雇処分といたしました。理事長以下、関係役職員につきましては、管理責任を明確にするため内部規程に基づき厳正な処分を行いました。

5. 今後の対応

当組合としては、法令等遵守を経営の最優先課題と位置付けておりますが、今回の不祥事件が発生したことを厳粛に受け止め、同様の不祥事件発生を防止するため、以下の再発防止策を講じて参ります。

(1) 法令等遵守の強化

コンプライアンスの重要性を再認識し、法令等遵守態勢の強化と充実、コンプライアンス意識の向上を図って参ります。

(2) 内部管理態勢の確立

内部管理態勢の充実・強化に取り組み、職員の行動管理に十分な注意を払うと共に、相互牽制により、不祥事件の未然防止を徹底します。

6. 本件に関するお問合せ先

お客様相談窓口 【房総信用組合 法務管理室】

フリーダイヤル：0120-940-339

受付時間：平日9：00～17：00

なお、当組合では、渉外担当者がお客さまから現金や通帳等をお預かりする際は、必ず「預り証」をお渡しております。万が一、「預り証」を受取っていない場合は、お手数ですが上記お客様相談窓口までご連絡願います。

以上